

令和2年度<すわにース>登録申請書

会員区分	一般会員	2,000円(年会費)	区 分	新規・変更・更新
	法人会員	8,000円(年会費)	申請日	令和 年 月 日
入金状況	済み(/)・予定(/)		会員番号	No.

私は、「すわにース」会員規約を承認し、上に記した区分の申込みをいたします。

一般 会 員	フリガナ		性別	生年月日		
	氏名		男・女	大正 昭和 平成	年 月 日	
	現住所	〒 _____ ご自宅の種類を○で囲んで下さい。 [一戸建て(持家・借家)・アパート・団地・マンション(所有・賃貸)・公営住宅等]	TEL	()		
			携帯	()		
			FAX	()		
			E-mail	@		
	保護者氏名		← 申込者ご本人が、未成年者の場合は必ずご記入下さい。			
勤務先		勤務先の住所及び電話番号				
		TEL ()				
法 人 会 員	フリガナ		担当者			
	法人名		TEL	()		
	住所 〒		FAX	()		
			E-mail	@		

1. 一般会員、法人会員のいずれかを○で囲み、該当欄にご記入下さい。
2. 年会費は、<入会>・<更新>の場合にのみ、納めていただくものです。
3. 年会費は、<現金書留>で郵送するか、直接スワニー窓口で納めてください。(入会すると、翌年から郵便局の専用の振込用紙が送付され、会費納入が簡単になります。)

* * * 個人情報保護法に基づくお客様個人情報の管理体制について。* * *

この度は、(一財)六ヶ所村文化振興公社(以下「当財団」という)の主催する自主事業に賛同する皆様を対象とした会員制度「すわにース」にご登録下さいますと誠にありがとうございます。

当財団では、お客様からお預かりした個人情報の取扱について、コンプライアンスを心掛け、以下の取り組みを行ってまいります。

① お客様が届け出た個人情報は、「当財団の主催する自主事業の情報提供を目的としたダイレクトメール」、「統計資料の作成」、「その他の情報提供」に限り使用するものとし、当財団の管理の及ばない範囲で使用されることは一切ありません。

② お客様の個人情報は、万全のセキュリティ(当財団と誓約を交わした職員しか閲覧できないシステム等)により、従来以上の安全で適切な管理運用を図ります。

個人情報の開示に関する請求は、電話若しくは書面によりおこなって下さい。健康保険証や運転免許証等、ご本人様の確認ができ、財団が合理的と判断した場合にはこれに応じることができるものとします。また、お客様個人情報の訂正・中止については、ご連絡を頂いた後、当財団が判断し妥当な期間により、これに応じることができるものとします。

すわにーズ会員規約

(名称)

第1条 この会員制度の名称は「すわにーズ」とします。

(目的)

第2条 この会員制度の目的は、公社が実施する文化事業へ賛同する人の参加をもって確保し、村の文化芸術向上に寄与することを目的とします。

(会員)

第3条 会員とは、(一財)六ヶ所村文化振興公社(以下「公社」という。)が実施する事業に賛同される方で、本規約を承認の上、公社に入会を申し込みされ、かつ公社が入会を認めた方とします。

2 会員には、会員証を発行いたします。

3 会員資格は、入会した年度の3月31日までとします。

4 会員が虚偽の申告、代金未払いその他本規約に違反したときは、会員資格を取り消すことがあります。

(事務局)

第4条 この会員制度の事務を取り扱う事務局を(一財)六ヶ所村文化振興公社内に置くこととします。

(入会)

第5条 入会手続きは、所定の様式により、直接事務局に行うものとします。会費の納入が確認された後、会員として登録されます。

(会費)

第6条 会費は、入会年度内2,000円(法人会員は8,000円)とします。新規入会時、更新時に公社の定めた方法により納めていただきます。

(会員の特典)

第7条 会員は、公社が主催又は共催する公演の中から公社が指定する公演の入場料金を、指定された割引率で購入することができます。その際、申込期間、購入枚数、割引率等については公社が決定し、その方法を会員に通知するものとします。

2 公社から、公演に関する情報が、メールやはがきなどの方法で案内されます。

3 その他、公社が会員特典と認めるものについて、利用することができます。

(会員証の貸借、紛失、盗難)

第8条 会員証は本人以外が使用することはできません。万が一、本人以外が使用したことが発覚した場合、会員の権利を取り消す場合があります。また、会員証を紛失したり、拾得した場合は、直ちに公社に届け出をして下さい。

2 万が一、会員が会員証を紛失、盗難その他の事由により他人に利用されたり、その事が原因となって会員又は公社に損害を生じた場合、いずれも会員がその損害の責を負わなければなりません。

3 会員証を再発行する場合は、所定の手数料(500円)をいただきます。

(届出事項の変更等)

第9条 会員は、氏名(社名)、住所等に変更が生じた場合には、ただちに公社に届け出るものとします。

2 届出をしていないことにより、会員が受ける(受けた)不利益は、公社の責に帰さないものとします。

(退会等)

第10条 退会(年度中途での退会も含め)するときには、公社に退会の届出をし、債務を完済するとともに会員証を返却して下さい。また、公社が指定する期間内に更新、及び退会の意志が確認できない場合、会員登録を抹消させていただきます。したがって、会員継続の場合、更新手続は公社が指定する期間内に行ってください。

(規約の変更)

第11条 本規約を変更する場合には、会員に通知するものとします。

(附則) この規約は、平成10年7月14日から施行する。

(改正) この規約は、平成15年4月1日から適用する。

この規約は、平成18年4月1日から適用する。

この規約は、平成26年4月1日から適用する。

この規約は、平成28年4月1日から適用する。